

令和4年4月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	67												67
問い合わせ	4												4
要望	0												0
計	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
(前年度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3												3
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5												5
20歳代	4												4
30歳代	10												10
40歳代	11												11
50歳代	11												11
60歳代	13												13
70歳以上	15												15
その他・不明	2												2
計	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71

今月の相談事例

賃貸アパートに4年間入居し先月退去した。契約時に敷金として7万円払っており、退去時に敷金は返金されると思っていた。しかし、壁クロスの張替えやハウスクリーニング等の請求があり、差し引くと1万円しか返金できないと言われた。部屋は汚さないように使い、きれいに掃除して退去したので納得いかない。

センターからのアドバイス

今月は賃貸アパートに関する相談が多く、ほとんどが退去後に原状回復の修理代を請求された相談です。賃貸アパートを解約する際は、常識的な使用を超えて生じた損傷を原状回復する義務がありますが、その部屋全体の張替えの責任はありません。国土交通省の示す「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照に確認しましょう。契約書にハウスクリーニングの特約があっても、借主がきれいに清掃したのであれば、合意した特約であった場合でも話し合いの余地はあるでしょう。話し合いで解決できない場合、請求額が60万円以下であれば少額訴訟制度が利用できます。